

いじめ認知



保護者

複数対応を心掛け、家庭訪問等で丁寧に対応する。

関係機関

- ・教育委員会
- ・こども福祉課
- ・児童相談所
- ・警察署

必要に応じて協力を要請する。

※重大事態が発生と判断した場合は、教育委員会に報告する。

地域

- ・児童委員
- ・民生委員
- ・学校運送協議会委員

必要に応じて協力を要請する。

PTA本部

保護者説明会

必要に応じて、途中経過を報告する。

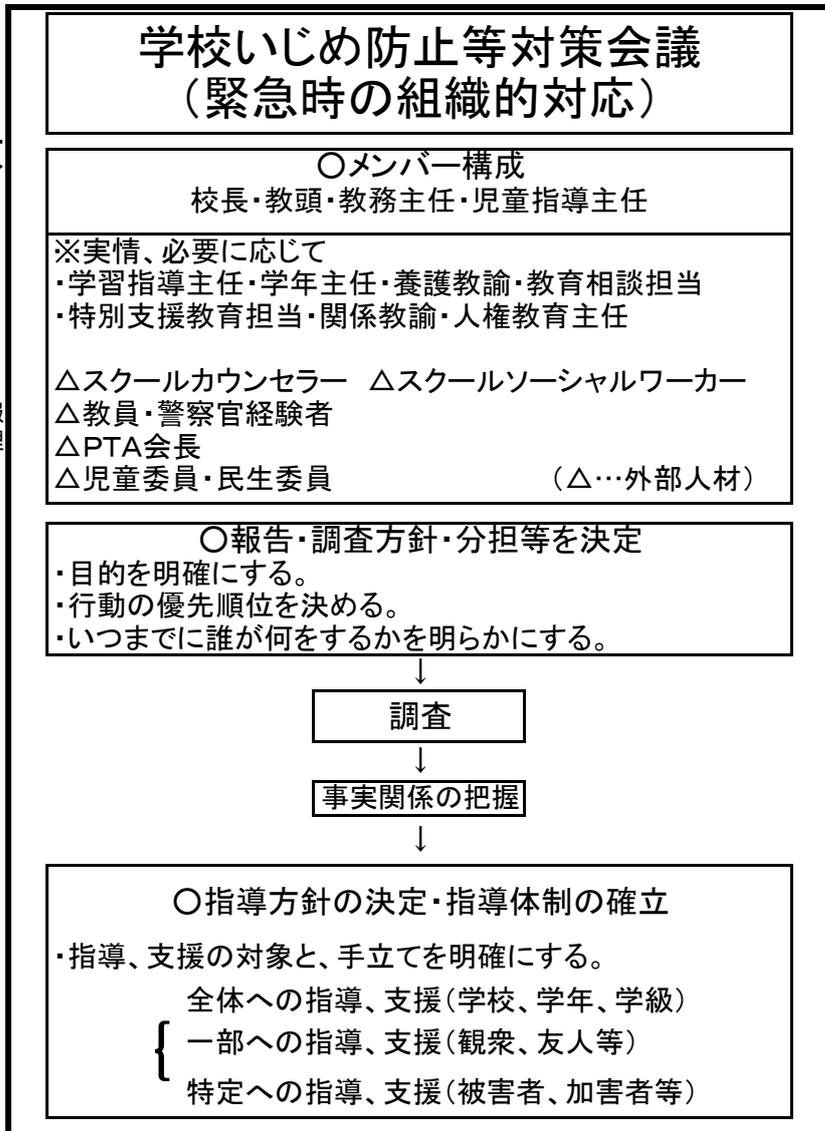
報道機関

PTA会長

保護者説明会

必要に応じて実施する。

必要に応じて相談・報告する。



いじめ解決への指導・支援

継続指導・経過観察

事態の収束の判断

収束

当該のいじめが解消(収束)し、被害児童本人が解消(収束)を自覚するなど、被害・加害児童の関係が良好になっているもの。

対応継続

当該のいじめは解消(収束)しているが、被害児童または加害児童に継続支援が必要な状態であるもの。

職員会議

全教職員に経過報告を行い、共通理解を徹底する。

日常の取組の充実